

○大隅肝属広域事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関する規則

平成25年3月8日

大隅肝属広域事務組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、大隅肝属広域事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 指定管理者の公募は、組合ホームページへの掲載その他管理者が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の公募に当たっては、管理者は次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地及び概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理等の基準
- (3) 指定管理者に行わせる業務の範囲
- (4) 指定管理者に管理等を行わせる予定期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 指定管理料に関する事項
- (7) 応募資格に関する事項
- (8) 申請書類に関する事項
- (9) 申請書の提出に関する事項
- (10) 説明会等の開催に関する事項
- (11) 審査及び選定方法
- (12) 指定後の手続
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
(指定の申請書等)

第3条 指定管理者の指定の申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書 (別記第1号様式)
- (2) 施設の管理等に係る事業計画書 (別記第2号様式)
- (3) 施設の管理等に係る収支予算書 (別記第3号様式)
- (4) 当該団体の定款又は寄附行為 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類
(添付書類の特例)

第4条 申請者において前条第2号及び第3号の要件を満たす事業計画書及び収支予算書を作成した場合は、これをもって別記第2号様式及び第3号様式に代えることができる。

(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。ただし、公募によらない場合は、この限りでない。

2 選定委員会の設置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（選定結果の通知）

第6条 指定管理者の候補者の選定結果の通知は、指定管理者候補者選定通知書（別記第4号様式）又は指定管理者候補者不選定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（指定の通知）

第7条 指定管理者の指定の通知は、指定管理者指定書（別記第6号様式）により行うものとする。

（協定の締結）

第8条 管理者は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者と当該施設の管理等に関する協定を締結するものとする。

（変更事項の届出）

第9条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は事業所の所在地に変更があったときは、速やかに指定管理者変更事項届出書（別記第7号様式）により管理者に届け出なければならない。

（指定の取消等の通知）

第10条 管理者は、指定管理者の指定の取消等の処分をしたときは、指定管理者指定取消通知書（別記第8号様式）又は指定管理者管理等業務停止命令書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（指定管理者の指定等の公表）

第11条 管理者は、第7条に規定する指定管理者の指定及び第9条に規定する変更並びに第10条に規定する指定管理者の指定の取消等があった場合は、組合ホームページへの掲載その他管理者が適当と認める方法により公表するものとする。

（雑則）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。